統計法等に関する研究会の開催について

令和８年６月５日
総務省政策統括官（統計制度担当）

１　目的

平成 30 年の統計法改正から約 10 年が経過した。この間、本格的な人口減少社会が到来するとともに、ＡＩ等のデジタル技術が急速に進展するなど、我が国を取り巻く環境は大きく変化しており、政府は、行政や社会におけるＡＩ・データの利活用を推進している。

このような中、社会の情報基盤である公的統計についても、統計データの更なる利活用が期待される一方で、統計調査員の高齢化やプライバシー意識の高まり等により、従来の調査手法を維持することが困難となってきている。

今般、こうした状況に的確に対応すべく、統計法等の見直しに向けた法制上の課題を整理するに当たって、学識経験者等の幅広い知見を得ることを目的として、「統計法等に関する研究会」を開催する。

２　主な検討事項

（１）報告者の負担軽減や調査員調査の見直し
（２）統計作成における官民データの利活用の拡大
（３）ＡＩによる分析への対応やダッシュボードの充実など公的統計の提供方法の改善
（４）統計データの更なる利活用推進

３　構成及び運営

（１）研究会は、総務省政策統括官（統計制度担当）が主宰する。
（２）研究会の構成員は別紙のとおりとする。
（３）研究会に座長を置く。座長は、総務省政策統括官（統計制度担当）があらかじめ指名するものとする。
（４）座長は、必要があると認めるときは、関係者等の出席を求め、意見を聴くことができる。
（５）研究会は、率直かつ自由な意見交換を確保するため原則として非公開とする。ただし、座長が認めるときは公開とすることができる。
（６）研究会終了後、速やかに議事概要を作成し、これを公開するとともに、配布資料を公開する。ただし、座長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。
（７）研究会の庶務は、総務省政策統括官（統計制度担当）付統計企画管理官が行う。

（別紙）

統計法等に関する研究会の構成員

○　構成員（五十音順）

岡田　　淳	森・濱田松本法律事務所外国法共同事業パートナー弁護士
加藤　久和	明治大学政治経済学部教授
後藤　玲子	茨城大学人文社会科学部教授
佐久間　弘明	一般社団法人ＡＩガバナンス協会業務執行理事
高部　　勲	立正大学データサイエンス学部教授
椿　　広計	学校法人昭和女子大学理事長
堀澤　明生	東北大学大学院法学研究科准教授